

福祉体育館、体育施設利用料金

【福祉体育館】(改正案)

専用利用

(単位 円)

利用区分			時間区分	1時間(時間単価)	延長
					21時を超える1時間
ア リ 一 ナ 合	入場料の 類を徴収 しない場 合	アマチュ	全部	2,250	2,250
		アスポー	2分の1	1,120	1,120
		ツに利用 する場合	4分の1	560	560
			営利を目的としない 場合	9,020	9,020
			営利を目的とする場 合	22,560	22,560
	入場料の 類を徴収 する場合	アマチュアスポーツ に利用する場合		4,510	4,510
営利を目的としない 場合		18,040	18,040		
営利を目的とする場 合		45,120	45,120		
柔道場				670	670
剣道場				700	700
会議室				660	660

個人利用

利用区分		時間区分	午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	夜間 17:30~21:00
		卓球場	中学生以下	80	80
	その他	160	160	160	
トレーニング ルーム	1回			160	
	1か月			1,200	

- 1 冷暖房利用の場合は、アリーナのみ1時間4,950円を加算徴収する。
- 2 市外の者が利用する場合の使用料は、2倍(アリーナ冷暖房費を含む。)とする。

※改正案については、市議会の議決を得て決定するため変更となる場合があります。

【グラウンド使用料】

(単位 円)

区分		1時間につき	夜間照明施設使用料	
			1時間につき	1時間を超える30分ごとに
勅使グラ ウンド	全面	1,600	11,320	5,660
	野球			
	ソフトボール	800	5,660	2,830
	1面			
	サッカー	1,600	6,160	3,080
山田グラ ウンド	全面	800		

【勅使テニスコート使用料】

ア 個人利用(1面)

(単位 円)

区分	2時間につき	夜間照明施設使用料	
		1時間につき	1時間を超える30分ごとに
1～4コート	810	860	430
A～Dコート	700		

イ 専用利用

(単位 円)

区分	午前	午後	夜間	全日
	9:00～12:00	13:00～17:00	17:30～21:00	9:00～21:00
1～4コート	4,890	6,520	5,710	17,120
A～Dコート	4,240	5,660		

(3) 勅使ターゲット・バードゴルフ場使用料

ア 個人利用

(単位 円)

区分	午前	午後	夜間
	9:00～12:00	13:00～17:00	17:30～21:00
ターゲット・バードゴルフ場	200	200	240

イ 専用利用

(単位 円)

区分	午前	午後	夜間	全日
	9:00～12:00	13:00～17:00	17:30～21:00	9:00～21:00
ターゲット・バードゴルフ場	3,260	3,260	3,840	10,360

(4) 勅使弓道場使用料

ア 個人利用

(単位 円)

区分	午前	午後	夜間	全日
	9:00～12:00	13:00～17:00	17:30～21:00	9:00～21:00
中学生以下	120	120	120	360
その他	240	240	240	720

イ 専用利用

(単位 円)

区分	午前	午後	夜間	全日
	9:00～12:00	13:00～17:00	17:30～21:00	9:00～21:00
弓道場	1,830	2,440	2,130	6,400

備考

- 1 専用利用の夜間照明施設使用料は、個人利用の場合と同じとする。
- 2 市外の者が利用する場合の使用料は、2倍とする。

【小中学校開放：屋外体育施設】

(単位 円)

開放施設	使用料	
	2時間(基本)	2時間を超える30分増すごと
豊明中学校グラウンド	6,140	1,530

【屋内運動場等の体育施設】

(単位 円)

開放施設	単位	使用料 (2 時間)
中学校体育館	全面	800
	片面	400
中学校武道場	全面	400
小学校体育館	全面	500
	片面	250

【公園テニスコート】

落合公園 テニスコート	2 時間につき	440 円
	3 時間につき	660 円
西川公園 テニスコート	2 時間につき	440 円
	3 時間につき	660 円